

<対象工事について>

Q19: 自身で行った工事（施工業者への支払いが発生していない）は補助対象ですか。

補助対象外です。

Q20: どのような塀を除去する工事が補助対象ですか。

下記の①と②の両方を満たすブロック塀等を除去する工事で、当該年度内に完了する工事が対象となります。

① 国道、県道及び市が管理する道路に面している。

② 道路面からの高さが50センチメートルを超える。

Q21: 新しく塀を設置したいが補助対象ですか。

道路に面する全てのブロック塀等の除去後引き続き新たな塀等を設置する場合は補助対象となります。

何もないところに新たな塀等を設置する場合は補助対象外です。

Q22: 隣の家との境界にあるブロック塀等は補助対象となりますか。

補助対象外です。

ブロック塀等の安全性確保は所有者の責任で行ってください。

Q23: ブロック塀の一部を残したいがよいですか。

○ブロック塀等を除去する事業の場合

道路に面するブロック塀等の除去は、一部を残しても補助対象となります（基礎は残しても残さなくても補助対象です）。申請時に提出する図面に補助対象範囲を明示してください。ただし、危険なブロック塀等に該当する部分は、原則として除去するよう努めてください。

また、補助金の交付は、一団の土地につき1回限りですので、残りの施工箇所について、再度申請することはできません。

○ブロック塀等の除去後に新たな塀等を設置する事業の場合

道路に面する全てのブロック塀等を除去後に引き続き新たに設置する場合は補助対象となります。

Q24: 道路とブロック塀等の間に水路がありますが、補助対象となりますか。

ブロック塀等が転倒および倒壊した際に被害が発生する恐れがある場合は補助対象となります。詳しくはお問い合わせください。

Q25: 門柱・門扉の撤去は補助対象ですか。

この事業の対象となるブロック塀等と一緒に除去する場合は門柱は補助対象です。門扉の除去はブロック塀等と一緒に除去する場合であっても補助対象外です。

Q26: すでに工事着手または完了していますが、補助対象となりますか。

平成30年4月1日から9月30日までに着手した除去工事のみ補助対象となります。（新たな塀等の設置は対象になりません。）

Q27: 建築物等の解体や新築、増築工事等、その他の工事と一緒にを行う場合は補助対象となりますか。

その他の工事と一緒にする場合でも補助対象となります。ただし、提出書類について、補助対象と補助対象外が明確に判別できるよう整備する必要があります。

**Q28: 道路改良の補償物件ですが、補助対象となりますか。**

補助対象外です。その他、都市計画法第29条に規定する開発行為に伴うもの、千曲市宅地開発等指導要綱に規定する開発行為等に伴うもの、他の補助制度を利用している場合は対象外です。